

昭和 55 年 9 月 24 日

昭和 59 年 9 月 29 日改正

昭和 61 年 5 月 10 日改正

平成 24 年 5 月 17 日改正

公益社団法人 高知県土木施工管理技士会

## 委員会規程

定款第 3 4 条に基づく委員会規程を、次の通り定める。

第 1 条 委員会は、土木施工管理技士の社会的地位の向上及び施工技術の確保とその向上のため関係諸事項を調査研究し、その結果を会長に報告すると共に会員にその周知徹底を期し、本会事業の積極且つ適正な運用を計るを以て目的とする。

第 2 条 本会に下記委員会を置く。

総務委員会 技術委員会 研修委員会 広報委員会

2 各委員会は必要に応じ分科会、作業部会を置くことができる。

第 3 条 各委員会は、下記分担事項につき調査研究及び企画並びに審議すると共に理事会の決定事項中会長より指示されるものを実施することを以て目的とする。

- 総務委員会
- (1) 全国技士会連合会との連絡調整に関する事。
  - (2) 発注機関との連絡調整に関する事。
  - (3) 関連団体との連携に関する事。
  - (4) 土木施工管理に係る関係法令制度に関する事。
  - (5) 継続学習制度に関する事。
  - (6) 会員の増強並びに親睦に関する事。
  - (7) 会員の福利厚生に関する事。
  - (8) 本会の運営に関する事。
  - (9) 表彰に関する事。
  - (10) その他上記に関連する事項。
  - (11) その他他の委員会に属さない事項に関する事。

- 技術委員会
- (1) 施工管理技術に関する事。

- (2) 特殊工法の研究に関する事。
- (3) 積算及び歩掛又は測量に関する事。
- (4) 書類簡素化に関する事。
- (5) 提出書類電子様式の整備普及に関する事。
- (4) その他上記に関連する事項。

- 研修委員会
- (1) 施工管理技士資格取得の支援に関する事。
  - (2) 有資格者の技術向上に関する事。
  - (3) 講師の養成又は派遣に関する事。
  - (4) 継続学習の実施、研修講習に関する事。
  - (5) 教育資料等選考に関する事。
  - (6) 現場研修に関する事。
  - (7) その他上記に関連する事項。

- 広報委員会
- (1) 広報公益活動に関する事。
  - (2) 各種情報の提供と資料の収集に関する事。
  - (3) HP 運用及び会報の発刊に関する事。
  - (4) その他上記に関連する事項

2 委員会に分科会、作業部会を置いた場合、その分担事項は委員会で決定する。

第4条 各委員会は、委員長以下若干名をもって構成し、副委員長若干名を置くことができる。

2 委員会に分科会、作業部会を置いた場合の長は、その委員会の互選による。

第5条 各委員は、役員その他の会員及び学識経験者の中から会長が理事会の承諾を得て委嘱する。その任期は役員の任期に準ずるものとする。

2 正副委員長は、当該委員の互選により決定する。

第6条 各委員長は当該委員会の会務を統轄し、会議の議長となる。

2 委員長事故あるときは副委員長之を代理し、正副委員長共に事故あるときは、予め委員長が指名した委員がこれに当たる。

第7条 各委員会は、必要ある都度委員長之を招集する。

第8条 会員は委員会に希望する事項を文書又は口頭にて委員長又は会長に依頼することができる。

第9条 各委員長は、委員会の結果を会長に報告することを要する。

2 会長は前項の報告を受けたときは、理事会の決定を経て処理するものとする。

第10条 前条による理事会の決定を経るいとまなき場合は、会長これを専決処分することができる。

2 前項の場合、会長は次の理事会に報告しなければならない。

#### 附則

1. この規程は昭和55年9月25日から施行する。
2. この規定は昭和59年9月25日から施行する。
3. この規定は昭和61年5月11日から施行する。
4. この規定は平成24年5月17日から施行する。